

文化事業の共催・後援名義の使用に関する承認基準

環境生活部文化国際課

(令和5年4月)

1 趣旨

この基準は、各種文化事業に関する共催又は後援の申請に対する島根県の共催・後援名義の使用に関する承認基準を定めるものとする。

2 共催・後援の区分

- (1) 共催とは、共同での主催という趣旨であり、当該行事に行政上の見地から奨励の意を表するとともに、県として事業の企画、運営等に主体的に参画する場合をいう。
- (2) 後援とは、県以外の者が主催する当該行事に対して、県として行政上の見地から奨励の意のみを表する場合をいう。あわせて、県として事業の企画、運営等の指導、助言ができる場合をいう。

3 定義

この承認基準にいう文化事業とは、各種団体の主催する音楽、演劇、美術、書道、写真、芸能等、一般に文化活動と認められるものをいう。

4 承認基準

原則的に、次の各項目を全て満たす場合に承認するものとする。

(1) 事業の主催者等に関する基準

- ① 主催者等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が含まれていないこと。
- ② 主催者等に公の秩序又は善良の風俗に反する行為をし、又は行うおそれのある団体及びその関連団体が含まれていないこと。
- ③ 主催者の事業遂行能力が十分であると判断されること。

(2) 事業の目的・内容に関する基準

- ① 事業目的・事業計画の内容が文化の普及振興を目的としており、事業実施が確実で、かつ成果が期待できるものであること。
- ② 明らかに営利を目的とするものでないこと。
- ③ 特定の政治団体又は宗教団体を支持又は支援するものでないこと並びに特定の宗教、思想の宣伝等が目的でないこと。
- ④ 入場者等に制限が設けられていないこと。
- ⑤ 地域的普遍性、広域性を持っていること。
- ⑥ 入場料等が、一般通念の範囲内にあること。

- ⑦ 行事等が、公序良俗に反しないものその他社会的な非難を受けるおそれがないものであること。

5 承認の手続

- (1) 承認を受けようとするものは、文書により申請するものとする。その際、様式は任意とするが、上記承認基準の各項目が確認できる内容であること。
- (2) 申請にあたっては、承認を受けようとする事業の収支予算が確認できる書類を添付するものとする。
- (3) 申請に対する回答は、文書で通知するものとする。
- (4) 事業終了後、申請者はその事業結果を県に対して報告するものとする。
- (5) 任意の様式で申請する場合、別紙【確認書】を提出すること。ただし、以下に該当する場合は別紙【確認書】の提出は不要とする。
- ① 文化国際課の標準様式を使用し、チェック欄にチェックを入れる場合
 - ② 主催者等のすべての団体が国及び地方公共団体の場合

5 承認の取消し

この基準により共催又は後援名義の使用を承認した事業について、4の承認基準を満たさないことが判明した場合には、承認を取り消すことができる。

(附 則)

この基準は、令和5年4月1日から施行する。